

吹田市創業支援型事業所賃借料補助金

地域経済の活性化につながる創業を市内で実施する創業者に事業所賃借料の一部を補助します。

1 受付期間

令和4年1月4日（火）～1月31日（月）

2 プレゼンテーション審査

令和4年2月18日（金）

補助金の交付を受けるためには、認定会議において創業計画のプレゼンテーションを行い、認定を受ける必要があります。



3 補助内容

(1) 補助金額

事業所賃借料（共益費・駐車場使用料等除く）の月額2分の1以内
（補助上限月額5万円）

(2) 補助対象期間

12か月間

4 応募資格

以下の要件を全て満たしていることが必要です。 ※詳しくはお問い合わせください。

(1) 認定創業計画の認定を受けること。

(2) 令和4年8月末までに認定創業計画の事業を開始すること。

(3) 認定創業計画の認定を受けた日以後に締結する賃貸借契約により、市内に新たに事業所を開設すること。

(4) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

5 交付予定件数

1～2件程度

（応募状況により、予算の範囲内で交付）

詳細はホームページを御覧ください！

吹田市創業支援型事業所賃借料補助金

検索

<問合せ先>

吹田市 都市魅力部 地域経済振興室 企業振興・融資担当
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 低層棟3階316番窓口
TEL 06-6170-7217 FAX 06-6384-1292